(56) Guangdong Lianchang Metal Co., Ltd.
(57) 広東JERAY技術有限公司
(58) 広東宏旺金属材料有限公司
(59) Yongjin (Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.
(60) TISCO Stainless Steel Co., Ltd.
(61) MINMETALS CHEERGLORY LIMITED
(62) 青郎国際
(63) TSD TRADING CO., LIMITED
(64) Iwatani Corporation (Hong Kong) Ltd.
(65) 多賀商貿(天津)有限公司
(66) Baolai Steel Group Co., Ltd.

(二)　調査当局が知り得た台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）の供給者

(1) Yieh United Steel Corporation（以下「YUSCO」という。）
(2) Walsin Lihwa Corporation（以下「Walsin」という。）
(3) Tang Eng Iron Works Co., Ltd.
(4) TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.
(5) Yuan Long Stainless Steel Corp.
(6) Tung Mung Development Co., Ltd.
(7) China Steel Corporation
(8) Chung Hung Steel
(9) YC INOX CO., LTD.
(10) Ton Yi Industrial Corp.
(11) Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd.
(12) CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.
(13) Yieh Corporation Limited
(14) Yieh Mau Corp.
(15) Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.
(16) China Steel Global Trading Corporation
(17) Taiwan Marubeni-Itochu Steel Enterprise Co., Ltd.
(18) SINKANG INDUSTRIES CO., LTD.
(19) SHINER STEEL INTERNATIONAL LTD.
(20) YUEN CHANG STAINLESS STEEL CO., LTD.

(三)　供給国又は地域　中国及び台湾

三　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税等に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から令和六年十二月三十一日まで）

(二)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和四年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。なお、不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした。ただし、正常価格については、令第二条第三項の規定に基づき、調査対象貨物の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることができることとした。

イ　中国から輸出される不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

(イ)　供給者

調査当局が知り得た中国の供給者（二の(一)に掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して確認票及び質問状を送付したところ、九者から調査に協力するとの確認票回答の提出があったが、当該確認票回答を提出した中国の供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を実施することとし、調査対象貨物の本邦への輸出量が上位と考えられる生産者であるShanxi Taigang及びPZSSをサンプリングによる調査対象者として選定した。市場経済の条件が浸透している事実の有無については、Shanxi Taigangから回答の提出が無かったため、PZSSに加えて、当該事実の有無に限り、Guangdong Yongjinをサンプリングによる調査対象者として選定した。その他の六者のうち生産者三者（当該三者を以下「サンプリング調査非対象中国生産者」という。）及び輸出者三者は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た中国の供給者のうちその他の者（以下「非協力中国供給者」という。）からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

(ロ)　正常価格

正常価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者に質問状等を送付したところ、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、中国の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができているとは認められなかったことから、正常価格算出のために代替国価格を用いることとした。

(ハ)　輸出価格

輸出価格の算出に当たり、Shanxi Taigangについては、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることとした。PZSSについては、提出された質問状回答に係る秘密扱いの求め及びその理由並びに適切な開示版回答が提出されず、当該回答を証拠として採用することができなかったことから、知ることができた事実に基づき、不当廉売差額率を算出することとした。